

【マイナンバーカード・住民基本台帳カード所有者用】郵送による転出届

《転入届の特例による転出届》

☆転出前の住所 (今までの住所)			
☆転出前の世帯主			
☆転出後の住所 (新しい住所)			
☆転出後の世帯主			
☆転出(予定)日	令和	年	月 日
☆転出理由 (就職・進学・婚姻等)			
☆転出する人の氏名・生年月日(全員)			
	マイナンバーカード 住基カード 有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		マイナンバーカード 住基カード 有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(明・大・昭・平・令 年 月 日)		(明・大・昭・平・令 年 月 日)	
	マイナンバーカード 住基カード 有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		マイナンバーカード 住基カード 有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(明・大・昭・平・令 年 月 日)		(明・大・昭・平・令 年 月 日)	
	マイナンバーカード 住基カード 有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		マイナンバーカード 住基カード 有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(明・大・昭・平・令 年 月 日)		(明・大・昭・平・令 年 月 日)	
☆申請者氏名(申請者本人が署名・押印してください) ⑩			
☆昼間の連絡先(電話番号) — —			
※転出の手続き完了後、連絡いたします。必ず日中連絡のとれる連絡先を記入してください。			
☆ 次のものを同封して、 今までの住所地の市区町村に郵送で 届出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証(加入者のみ) ・印鑑登録証(登録者のみ) ・運転免許所等の本人確認書類のコピー 			
☆ マイナンバーカード・住民基本台帳カードは同封しないでください。 (転入の届出の際に必要です。)			
☆ 転出証明書は返送いたしません。この届書が今までの住所地の市区町村で処理された日から新しい住所地の市区町村で転入の届出が可能になります。新しい住所地の市区町村窓口へマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを持参のうえ転入の届出をしてください。その際、暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。			
☆ 転出予定日の14日前から転出日まで、もしくは転出した日から14日以内に郵送してください。転出した日から14日経過した場合、または転出予定日から30日を経過した場合には、この届出は無効となり、再度、今までの住所地の市区町村で転出の手続きが必要となります。 ※転出者ご本人が手続きできない時などは委任状が必要な場合があります。 ※ご不明な点は、今までの住所地の市区町村にお問い合わせください。			